

## 検討後の手続方法

環境エネルギー性能と再生可能エネルギー設備の導入の検討の内容等を届出・報告する必要があります。

### ◆ 大・中規模建築物の場合（床面積 300 m<sup>2</sup>以上）

建築主は、建築物（住宅・非住宅）の検討内容を「**建築物環境エネルギー性能計画届出書**」に記載し、工事着手日の前日までに届出をしなければなりません。

### ◆ 小規模住宅<sup>※1</sup>の場合（床面積 300 m<sup>2</sup>未満）

設計者等は、検討内容を「**省エネ計画概要書**」に記載し、建築主への説明後速やかに報告しなければなりません。

※1：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿

## < 提出先 >

建築物環境エネルギー性能計画届出書及び省エネ計画概要書は、建設地を所管する行政庁（建築物省エネ法の所管行政庁）に提出が必要です。建設地に応じて下記の行政庁に提出してください。

- (1) 長野市、松本市、上田市、岡谷市<sup>※2</sup>、飯田市<sup>※2</sup>、諏訪市<sup>※2</sup>、塩尻市<sup>※2</sup>
- (2) (1)以外の地域にあっては、地域を所管する建設事務所（整備・）建築課

※2：固定特定行政庁のため、建築基準法第6条第1項第4号建築物に限る。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shoene/kenchiku.html>

詳しい内容は  
こちら



# 環境エネルギー性能 再生可能設備の導入

新しく建物を建てる際には

検討結果を  
届出・報告！

を検討する**義務**があります！

建築主（住宅・非住宅）は  
どんなことに  
気を付ければいいかな？



建築主は「**環境エネルギー性能**」と「**再生可能エネルギー設備の導入**」の検討を行う義務があり、検討の内容等を届出なければなりません。また、住宅等設計者（住宅等の設計委託を受けた設計者）は、建築主と同様の検討を行い、その内容を建築主に説明をする義務があります。

◎：義務 ○：努力義務 -：非該当 ●：住宅等設計者による義務

環境エネルギー性能検討制度			再生可能エネルギー設備導入検討制度					
床面積の合計	性能検討	性能表示	届出	報告	導入検討	設備表示	届出	報告
300m <sup>2</sup> 以上 <sup>※</sup>	◎	○	◎	-	◎	○	◎	-
10m <sup>2</sup> ～300m <sup>2</sup> 未満	◎	-	-	●	◎	-	-	●
10m <sup>2</sup> 以下・文化財等	-	-	-	-	-	-	-	-

※10,000 m<sup>2</sup>以上については有効利用可能エネルギーの導入検討及び届出の義務があります。

## 補助制度等

※補助金は予算に限りがあるため、申請時期によっては受付を終了している場合があります。

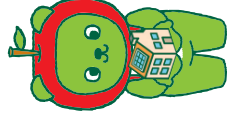
### < 信州健康ゼロカーボン住宅助成金 >

住宅分野における 2050 ゼロカーボンを実現するため、環境への負荷が少なく、高い断熱性能を有し、県産木材を活用した住宅の新築工事や既存住宅の断熱性能を向上させるリフォーム工事をする際の費用の一部を助成します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kenkozeroene/josei/kin.html>

### < 国・市町村による補助 >

太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱利用システム、ベレットストーブ等の導入に対し、国や市町村から補助金が交付されることがあります。それぞれ補助制度の金額や条件等が異なりますので、補助金の申請先にご相談ください。



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

その他本制度の詳細は長野県HPをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shoene/kenchiku.html>

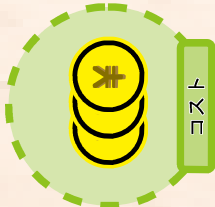
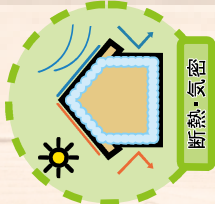
- ・環境エネルギー性能検討制度
- ・再生可能エネルギー設備導入検討制度
- ・建築全般に関すること
- 建設部建築住宅課

TEL026-235-7335  
kenchiku@pref.nagano.lg.jp

- ・再生可能エネルギーに関すること
- 環境部環境政策課
- ゼロカーボン推進室
- TEL026-235-7179
- zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

# 環境エネルギー性能検討制度

建築物は使用期間が長いためエネルギー使用量は環境エネルギー性能に大きく左右されます。その性能は主に、建物の断熱性能と設備等の省エネ性能で考えます。環境エネルギー性能を向上させると光熱費やCO<sub>2</sub>の削減に直結するとともに、快適で健康的な生活が期待できますので、長期的な視点で検討しましょう。



## 環境エネルギー性能検討のポイント

建物において主にエネルギーを消費するのは空調・給湯・照明・動力が一般的です。断熱等により熱を逃げにくくし、省エネ性能の高い設備を導入する等により建物の省エネ性能を総合的に検討しましょう。

### 検討ポイントの例

検討の仕方がわからない場合は、以下の項目から検討しましょう。

- 1 外皮性能**
  - 外壁・天井・床等の断熱材の強化
  - 窓性能の強化（トリプルガラスや樹脂サッシの採用）
  - 熱交換換気システムの導入等
- 2 建物の一次エネルギー消費量等**
  - 建物に設置する予定の設備
- 3 その他の措置**
  - 空調・給湯・照明・動力等）の能力や省エネ性能
- 4 コスト比較**（耐久性・メンテナンスも含む）
  - イニシャル・ランニングコストの試算、比較

特に住宅については、県で目標とする数値を指針として示していますので、設計者等と相談しながら、設計者等に専用のソフト等を使って試算してもらいましょう。

「信州健康ゼロエネ住宅指針」における地域区分<sup>※1</sup>ごとの外皮平均熱貫流率<sup>※2</sup>と一次エネルギー消費量削減率

地域区分	2 地域	3 地域	4 地域	5 地域	削減量 (対省エネ基準)
最低基準	0.4	0.28	0.5	0.34	20%以上
推奨基準	0.2	0.2	0.23	0.23	25%以上
先導基準					30%以上

※1 建築物省エネ法に基づく省令の地域区分 ※2 U A 値 (W/m<sup>2</sup>・K)、数値が小さいほど断熱性能が高いことを表します

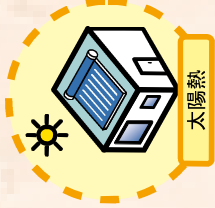


## 事業者による情報提供や説明

設計者等には建築主が適切に検討できるように**情報提供の努力義務**がありますので、適宜、建築主のサポートを行ってください。

# 再生可能エネルギー設備導入検討制度

再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、繰り返し利用できるエネルギーです。いずれも導入コストがかかりますが、CO<sub>2</sub>の削減やエネルギー自立に資するだけでなく、長期的にみると経済的メリットがあることが多いので、それぞれの特徴を確認した上で導入の検討をしましょう。



## 再生可能エネルギー導入検討のポイント

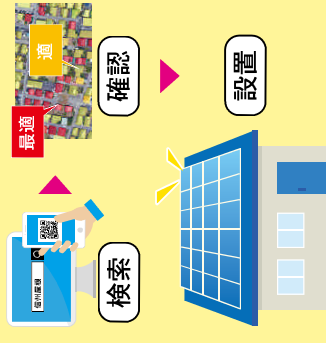
再生可能エネルギーは建築物の場所や使い方に合わせて、適切な種類や規模が異なります。再生可能エネルギーの特徴と建築計画を照らし合わせて検討しましょう。また、導入とランニングを含めたコスト試算を行いましょう。

### 検討ポイントの例

以下の項目に当てはまる場合は、積極的に検討してみましょう。

- 1 太陽光発電**：太陽光を利用して発電する
  - 日射が豊富で冷涼な地域・場所
  - 日中の電気使用量が多い
  - オール電化・EV導入（を検討している）
  - 積雪2m以上の豪雪地帯でない
- 2 バイオマス熱利用**：木質等の資源を燃焼し、その熱を利用する（薪・ペレットストーブ、チップボイラー等）
  - 薪等の燃料や保管場所が確保できる
  - 木材の地産地消に取り組みたい
  - 炎のある暮らしがしたい
- 3 太陽熱利用**：太陽熱を給湯などに必要な熱として利用する（太陽熱温水器、太陽熱暖房システム等）
  - 日射が豊富な地域・場所
  - お湯をたくさん利用する
- 4 地中熱利用**：安定した地中の温度を空調などに利用する（ヒートポンプ冷暖房システム等）
  - 大・中規模の建物で、冷暖房を長時間使用できる
  - 一定の設備投資の資金を確保できる

## 信州屋根ソーラーポテンシャルマップもご活用ください！



ネット上で屋根上の発電量・電気代節約額などが簡単にチェックできます！

[https://www.soi.cweb-asp.jp/nagano\\_solar\\_map/](https://www.soi.cweb-asp.jp/nagano_solar_map/)

## 住宅等設計者の場合

建築主から住宅等（300㎡未満）の設計委託を受けた設計者は検討を行い、その内容を、建築主に**説明する義務**があります。建築主が適切な選択ができるように、分かりやすい説明を心がけてください。